

淡路島公園（ハイウェイアスゾーンを除く）
管理水準書

令和8年7月

兵庫県まちづくり部公園緑地課

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所

目 次

公園の概要	1
I 管理方針	2
1. 施設管理方針	2
2. 運営管理方針	2
3. 「兵庫県都市公園の整備・管理運営基本計画」	2
4. 「兵庫県立都市公園リノベーション計画」	2
5. 「県立都市公園のあり方検討会」	4
II 公園管理事業	4
II-1 維持管理	4
1. 植物管理	4
2. 施設管理	8
3. 占用施設の取扱い	10
4. 清掃	10
II-2 運営管理	13
1. 管理体制	13
2. 安全巡視	13
3. 利用の指導	13
4. 利用の許可	14
5. 利用促進事業及び住民参画の取り組み	14
II-3 緊急時の対応	17
1. 災害・事故への対応	17
2. 警備	19
3. 損害保険への加入	19
III その他	20
1. 県への報告	20
2. 県への損害賠償	20
3. 指定管理業務以外の業務	21
IV (株)ニジゲンノモリの管理区域等※の取扱いについて	22
1. (株)ニジゲンノモリとの連携	22

淡路島公園 管理水準書

公園の概要

公 園 名：淡路島公園（ハイウェイオアシスゾーンを除く）（広域公園）

所 在 地：淡路市楠本 2425-2

面 積：約 116.8ha（全体 約 134.8ha）

概 要： 淡路島公園は、明石海峡を望む淡路島北端の丘陵地に、豊かな自然環境とすばらしい眺望を活かして整備された広域公園で、大阪湾から明石海峡まで見渡せる絶好の場所に展望広場などを昭和 60 年に一部開園し、その後、関西では初めての高速道路と公園が一体的に利用できる「ハイウェイオアシス」が平成 10 年に開園した。

また、平成 16 年には交流ゾーンの大芝生広場、平成 23 年には草原と花のゾーンが順次開園し、現在ハイウェイオアシスゾーン、森のゾーン、交流ゾーン、草原と花のゾーンの 4 ゾーンを合わせた、全体開園面積は、約 134.8ha となる。

本公園は、平成 17 年度より地域の人々や阪神間等の広域の人々の親しみのある公園、「淡路島公園楽しもう会」をはじめ、利用者及び地域住民の参画と協働による公園を目指し、淡路島公園管理運営協議会を設置するなど、参画と協働による公園の管理運営が盛んに行われている。

ハイウェイオアシスゾーンについては、別途指定管理者の公募を進めており、公園の維持管理・運営等については協力して実施することとしている。

さらに平成 29 年 7 月に、公募により選定した㈱ニジゲンノモリによりアニメパーク「ニジゲンノモリ」が開設され、「クレヨンしんちゃんアドベンチャーパーク」、グランピング施設「GRAND CHARIOT～北斗七星 135°～」、「ナイトウォーク」、「NARUTO&BORUTO 忍里」、「ゴジラ迎撃作戦」、「ドラゴンクエストアイランド」等を事業展開している。

主要施設：資料編参照

利用状況

年間利用者数：約 85.8 万人（令和 7 年度実績）

長期休暇期間（8 月、3 月）や大型連休に利用者が多い傾向にある。

I 管理方針

1. 施設管理方針

本公園は、淡路島北部の豊かな自然環境とすばらしい眺望景観を生かした広域公園である。

草原と花のゾーンでは、展望デッキから明石海峡大橋や公園全体を見渡すことができ、森のゾーンでは、林間遊歩道や花の谷など、園内を散策しながら自然を楽しめる。また、交流ゾーンには、大芝生広場や水の遊び場、遊具エリアなどスケールの大きな子どもの遊び場を設けており、家族で楽しめる施設を有していることから、あらゆる利用者が快適かつ安全に利用できるように、施設や設備は常に清潔に保ち、また機能を正常に保持するために、適正な管理と保守点検を行うこと。

2. 運営管理方針

利用者の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者の声に耳を傾け、反映できるものは積極的に取り入れ、すべての利用者に対して平等かつ公正な態度で運営を行うこと。

県の地域防災計画において、広域防災拠点に位置づけられていることから、運営管理と組み合わせた取組みを推進し、災害時の利用者の安全の確保など、防災対策にも十分に配慮すること。

また、本公園では、学識経験者や地域の関係団体等を構成員とする淡路島公園管理運営協議会を設置し、管理運営や参画と協働による公園づくりを推進している。さらに、ボランティア組織である「淡路島公園楽しもう会」による「淡路島公園楽しもう祭り」の開催や園内花壇の手入れ、自然観察会の実施など、公園の利活用促進に向けた活動を積極的に行っている。

このような取組みを継続させるとともに、さらに発展させる運営計画の提案・実現を期待する。

3. 「兵庫県都市公園の整備・管理運営基本計画」

兵庫県では「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」に基づき県立都市公園の管理運営等を行っている。

この基本計画は令和8年3月に改定しているので、内容をご理解いただき、その目的がより高い水準で達成できる管理運営を期待している。「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」は兵庫県のホームページに掲載している。

HPアドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/parkplan.html>

4. 「兵庫県立都市公園リノベーション計画」

指定管理者は、「兵庫県立都市公園リノベーション計画」（R8.3）を踏まえた整備・管理運営を行うこと。

HPアドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/03park-renovation.html>

将来像	施策方針	施策
誰もが自分らしく生き生きと過ごせ、人や地域がつながる公園	1 県民にとってより身近な公園	(1) 心身の健康の増進
		(2) こどもの健やかな成長の促進
		(3) 安全・安心な場としての充実
	2 誰もが自分らしく過ごせる公園	(4) 多様な過ごし方の実現
		(5) 誰もが快適に利用できる環境づくり
	3 地域のつながりを育む公園	(6) 地域連携の推進と地域文化の保全
	4 自然環境を次世代へつなぐ公園	(7) 生物多様性確保の推進
		(8) 気候変動への対応の推進
	5 持続可能なパークマネジメントの推進	(9) 老朽化対策や改修の計画的な推進
		(10) 持続可能な管理運営の推進

「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」より抜粋

5. 「県立都市公園のあり方検討会」

令和4年度に上記部会を開催し、自然環境保全のあり方や園内の樹木伐採等を実施する際のルール、公園の活性化の方策や施設整備改修の際のルールを定めている。指定管理者は「県立都市公園のあり方検討会」提言を踏まえて、公園の整備・管理運営を進めること。

HP アドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/04arikata.html>

II 公園管理事業

本公園は(株)ニジゲンノモリと指定管理者の2者で公園管理事業を担っている。維持管理、運営管理、緊急時対応に関する管理区域毎の役割分担については、本編「IV (株)ニジゲンノモリの管理区域等の取扱いについて」に、主な協定書の項目、管理区域等については資料編に示す。

II-1 維持管理

以下、管理頻度等については標準値を示す。

1. 植物管理

第1節 樹木管理

公園利用者の安全と快適性の確保や周辺交通への安全確保、隣接地への影響を考慮して、剪定・枝下ろし・枯損木の処理・害虫防除等の適切な管理を行うこと。なお、樹木点検については、国土交通省「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（令和8年3月改訂）に準じて行うこと。

1.1 管理対象範囲

公園全体の樹木を対象とし、資料編の「樹木管理図」を参照すること。

1.2 樹林管理

公園の大部分を占める自然樹林については、原則として、風倒、腐朽等の危険木処理、樹林地管理において支障となる樹木の伐採以外は人為的な管理は行わないこと。

1.3 高木剪定

高木剪定は自然樹形を活かすことを基本とし、樹木の健全な生育、園内景観の形成及び利用者の安全確保を目的として行うこと。

(1) 適用範囲：資料編の「樹木管理図」に示す高木の区域、公園台帳参照。（中高木約8,400本）

(2) 頻度：適宜（標準1回以上/年）

(3) 高木剪定等における留意事項

① 園路・広場等の樹木管理については、樹木の日常点検を行い、倒木、枝

折れ等を未然に防ぎ、公園利用者の安全を確保する。

- ② 道路等、周辺交通に対して影響のある樹木については、日常点検を行い、道路構造令等に示される建築限界等を侵さないよう剪定等の管理を行う。また周辺交通管理者から要請があった場合は、速やかに対応する。
- ③ 隣接民地についても、上記と同様に樹木剪定を行う。
- ④ 上記①～③の剪定に関しては、樹形を損なうような強剪定を行うことなく、公園樹木としての美観・樹形に配慮し、適切な剪定を行う。
- ⑤ 剪定枝はチップ化、堆肥利用など適切に処分する。

1.4 低木剪定

低木の植樹目的に応じ適切に管理を実施する。花木は、園内景観の形成において重要であり樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣については、その設置目的に応じて剪定を行う。また、利用者の安全確保の観点からの管理を行うこと。

- (1) 適用範囲：資料編の「樹木管理図」に示す低木の区域

(低木 約 20,000 m²)

- (2) 頻 度：適宜（標準1回以上/年）

- (3) 低木剪定等における留意事項

- ① 樹木の特性に応じ、適切な管理を行う。特に、花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。また、園路沿い等、園内景観の形成において、重要な部分については特に留意する。
- ② 機械刈りを行う場合は、必要に応じて刈込み後に刈込みバサミ等により切返し剪定を行い、樹冠を整えるとともに鋭角的な切り口を残さないなど刈後の安全に配慮する。
- ③ 刈取った枝葉はチップ化、堆肥利用など適切に処分する。

1.5 施 肥

育成に必要な養分の補給となる元肥、樹木の生長に必要な養分を施すほか、開花後の樹勢回復のため、必要があれば適宜追肥を施すこと。

- (1) 適用範囲：中高木約 960 本（サクラ類）

(その他樹木についても適宜適用すること)

低木 約 20,000 m²

- (2) 頻 度：適宜

- (3) 施肥実施における留意事項

樹木の特性、生育状態に応じ、適切な方法、時期、肥料の種類により施肥を行うこと。

1.6 病虫害防除

日常の巡視において病虫害の早期発見に努め農薬の使用は極力控える。病虫害の発生場所、発生規模によりスポット的な散布等により早急に対応する。

また、クビアカツヤカミキリの発生を確認した場合は、洲本土木事務所（以下、「県」と

いう。)と協議の上、必要な措置を講じること。

(1) 適用範囲：園内樹木（中高木 約 8,400 本、低木 約 20,000 ㎡）

(2) 頻 度：発生状況により適宜行う。

(3) 薬剤散布に関する留意事項

①薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカーで定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。

②薬剤の種類は、状況に応じて決定する。

③事前に来園者及び周辺等にあらかじめ広報を行う。作業は来園者の少ない時間帯に行い、作業後は看板や張り紙等を設置し来園者に注意を喚起する。

④散布に際しては、周囲の対象植物以外のものにかからないよう十分注意して行う。

1.7 枯損木処理

枯損木処理にあたっては周辺樹木、施設、工作物等を損傷しないよう、また利用者の安全確保も十分考慮し注意深く行うこと。

第2節 芝生管理

利用状況、設置目的、利用特性を勘案し、芝刈り、施肥、エアレーション、目土かけ、灌水、養生等の作業を適切に行い管理する。

2.1 適用範囲

(1) 適用範囲：資料編「芝地草地管理図」参照

(2) 対象面積：111,677 ㎡

(3) 頻 度：① 芝 刈：2 回以上/年

② 芝 施 肥：適宜

③ エアレーション：適宜

④ 目土掛け：適宜

⑤ ブラッシング：適宜

⑥ 除 草：適宜

⑦ 灌 水：適宜

2.2 管理内容

それぞれの芝生地の整備目的及び利用状況を勘案し管理を行う。

2.3 芝生管理における留意事項

(1) 芝刈り作業を行う際は、十分に安全確保を行う。

(2) 樹木の根際、柵類の周辺など機械刈りに適さない箇所は適宜、手刈りとする。

(3) 施肥については肥料やけを起こさぬよう配慮する。

(4) 芝カス、エアレーションコアなどは快適な公園利用に支障を及ぼさないよう適切な処理を行う。

- (5) 目土は、植物片、ガレキなどの混入が無いものを使用する。必要に応じてふるい分けした目土用土を使用する。

第3節 草花管理

草花は公園の華やかさを演出する重要な修景要素であることから、各施設における草花の管理を適切に行う。花壇部分については、基本的に年2回以上：春（3～5月）秋（9～11月）の植え付けを行い、来園者を楽しませる草花の演出に努める。また、多年草については状況に応じ株分け、植替えを行うこと。

3.1 管理内容

- (1) 花苗植栽：2回以上/年
- (2) 灌 水：適宜
- (3) 施 肥：適宜（植替え時は必ず実施）
- (4) 花殻摘み：適宜
- (5) 除 草：適宜

3.2 草花管理を行ううえでの留意事項

- (1) 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、株立がしっかりし、細根の多く発生している、徒長していない整一な形態のものを使用する。
- (2) 育成する植物の選択にあたっては、人に害や毒のあるもの、植物自体にトゲのあるものはさける。
- (3) 植物の処理については、古株、雑草等は根より掘起し、土を払った後、適切に処理する。

第4節 草地管理

景観的配慮、利用状況を踏まえ快適な公園環境を維持すべく、適切に草地管理を行うこと。

4.1 適用範囲

資料編「芝地草地管理図」参照

4.2 頻 度

- (1) 機械除草：48,277 m² 2回以上/年

4.3 留意事項

- (1) 樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込むとともに、植込地、構造物周辺等については、必要に応じて人力抜根除草により対応すること。
- (2) 樹木、株物、施設等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでいるツル性雑草もきれいに除去する。
- (3) 刈草、刈跡は快適な公園利用に支障を及ぼさないよう適切な処理を行う。

(4) 作業を行う際は、十分に利用者の安全確保を行う。

2. 施設管理

公園施設については、利用者が安心して快適かつ楽しく公園を利用できるように常時良好な状態を維持すること。

このため、以下に示す施設毎に、主として目視による日常点検に加え、法定点検や施設の性能維持を目的とした定期点検を実施する。

実施にあたっては、具体的な「公園施設の点検表」を指定管理者において作成し、管理を行うとともに、点検結果や修繕履歴の整理、記録保存を行うこと。

第1節 日常点検

職員などが日常的に行う点検であり、主として、目視・触診、必要に応じて打診・聴診等を行い、施設の変状や異常の有無を調べること。

1.1 対象範囲（公園全域の施設を対象とする）

- (1) 建築物（管理事務所、便所）
- (2) 樹木（中高木）
- (3) 工作物（休憩所（あずまや等）、ベンチ、遊具、柵類、案内板等、公園全域の工作物）
- (4) 雨水排水設備（雨水・排水管等、公園全域の雨水排水施設）
- (5) 汚水排水設備（汚水・排水管等、公園全域の汚水排水施設）
- (6) ガス設備（公園全域のガス設備施設）
- (7) 給水設備（給水管等、公園全域の給水設備施設）
- (8) 電気設備（照明灯、公園全域の電気設備施設）

1.2 頻度

1回以上/日（遊具は少なくとも1週間毎に打診・聴診等の点検も併せて行うこと。）

1.3 日常点検における留意事項

- (1) 遊具については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年、国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」（一般社団法人 日本公園施設業協会）に準じて行うこと。
- (2) ガス漏れ等の異常を発見した時は、直ちにガス供給者に連絡し、適切な処置を行うこと。
- (3) 樹木については、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」に準じて行うこと。また、来園者の利用が多い箇所（園路沿い、遊具周辺等）を中心に、巡視による倒伏、落枝等の点検を行うこと。
- (4) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- (5) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第2節 定期点検

専門技術を有する者が目視・触診や打診・聴診により、または、用具・測定器具を使用し、施設の作動、損耗状況、変形等の異常について調べ、劣化判定及び診断を行うこと。

2.1 対象範囲

- (1) 建築物（管理事務所棟、便所）
- (2) 樹木（中高木）
- (3) 工作物（休憩所（あずまや等）、ベンチ、遊具、柵類、案内板等、公園全域の工作物）
- (4) 雨水排水設備（雨水・排水管等、公園全域の雨水排水施設）
- (5) 污水排水設備（污水・排水管等、公園全域の污水排水施設）
- (6) ガス設備（公園全域のガス設備施設）
- (7) 給水設備（給水管等、公園全域の給水設備施設）
- (8) 電気設備（照明灯、公園全域の電気設備施設）

2.2 頻 度

2回以上/年（ただし、樹木、雨水排水設備、給水設備については、1回以上/年）

2.3 留意事項

- (1) 遊具については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年、国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」（一般社団法人 日本公園施設業協会）に準じて行うこと。
- (2) 樹木については、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」に準じて行うこと。
- (3) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- (4) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第3節 法定点検

法令等に基づき、義務づけられている定期的な検査等

3.1 対象法令

- (1) 建築基準法
- (2) 電気事業法
- (3) 消防法
- (4) 水道法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) ボイラー及び圧力容器安全規則
- (7) 建築物の衛生的環境の確保に関する法律

(8) その他上記に記載のない各法令

3.2 頻 度

各法令等に基づく頻度

3.3 留意事項

- (1) 電気事業法第 43 条第 1 項に定める事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を有資格者により実施すること
- (2) 専門業者等により公園内の低圧電路の絶縁状態を常時監視すること。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第 4 節 施設修繕

施設の破損等の異常を発見した時は、日常的な維持管理に必要な修繕^{※1}を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕・改修^{※2}が発生した場合は、指定管理者は応急処置により速やかに安全を確保したのち、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定する。施設の耐用年数及び補修サイクルを補修の目安とする。

※1 日常的な維持管理に必要な修繕とは、「施設又は設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させることとし、消耗品の交換を含むもの」をいい、いわゆる小規模修繕のこと。

※2 大規模修繕・改修とは、日常的な維持管理に必要な修繕業務の範囲を超える修繕のこと。

3. 占用施設の取扱い

占用施設は占用者が管理を行うものとし、県に確認の上、施設の管理区分を把握すること。また、占用施設の異常等が発見した時は、公園利用者の安全を確保すると共に、占用者及び県に連絡すること。

4. 清掃

第 1 節 建築物等清掃

1.1 管理事務所

- (1) 頻 度：日常清掃 1 回以上/日 定期清掃 2 回以上/年
- (2) 内 容：利用者に不快感を与えないよう施設環境を良好に保つため、壁、床、ドア等の日常清掃及び、ワックスがけ、窓拭き等必要な定期清掃を行う。

1.2 便所

- (1) 頻 度：3 回以上/週（花の谷）、5 回以上/週（森・交流ゾーン）、2 回以上/月（草原

と花のゾーン

- (2) 内 容 : 利用者に不快感を与えないよう、汚物の処理、洗剤を使つての便器、手洗い、壁、床、ドア等の清掃及びトイレトペーパー、消毒液、脱臭剤等の補充を行う。また定期的に施設の消毒を実施する。

1.3 工作物清掃

- (1) 適用範囲 : 公園全域の工作物 (資料編「清掃区域図」参照)
- (2) 頻 度 : 利用状況に応じて適切な頻度で管理を行う。
- (3) 方 法 : 工作物の掃き掃除及び周辺のごみ拾いを実施する。必要に応じてベンチなどの拭き掃除も行う。また定期的に、パーゴラや遊具、照明器具等周辺のくもの巣除去などの作業も適宜実施し工作物の良好な状態を維持すること。

第2節 園内清掃

2.1 園内清掃

- (1) 適用範囲 : 公園全域 (資料編「清掃区域図」参照)
- (2) 面 積 :

園路	49,270 m ²	広場	83,677 m ²	樹林地	742,689 m ²
水域	39,300 m ²	法面	65,200 m ²	建物	870 m ²
遊具	752 m ²	駐車場	23,700 m ²	その他園地	87,848 m ²

- (2) 頻 度 : 3回以上/週
- (3) 方 法 :

① 園内清掃

園内の紙屑、空カン、ビン、落葉、枯枝等の不要物を収集、所定箇所へ運搬して分類を行う。清掃及びごみの集積回数は、公園利用状況に応じ利用者に不快感を与えないように常にきれいな状態を維持できるように設定すること。

県の指導がある場合は、これに従うこと。

なお、このうち落葉等の有機物については、樹木等の根元に集め、植栽地の表土保護として利用すること。

② ゴミ処分

ごみの運搬回数は、ごみの量に応じて適切に行うこと。ごみの処理については関連法令等を遵守し、事業所系一般廃棄物として処分すること。

2.2 水景施設清掃

- (1) 適用範囲 : 花の谷、水の遊び場
- (2) 頻 度 : 4回以上/年 (花の谷)、2回以上/月 (4~10月) (水の遊び場)
- (3) 方 法 : 作業前日に、各部の排水を行い、汚れのひどい箇所等の点検を行う。作業日は、落ち葉、苔等を取り除いた後、汚れのひどい箇所については、下洗いを

行った後、上流から下流に向かって丁寧に清掃する。

また、各ポンプ類の目詰まり、ピット内壁面及び配管類等に付着している浮遊物も丁寧に洗浄清掃する。

2.3 雨水排水施設清掃

- (1) 適用範囲：排水施設 開渠側溝、排水会所
- (2) 頻 度：適宜（梅雨前、台風時期、落葉期等）
- (3) 方 法：排水機能に支障が無いようゴミ、落ち葉等を適宜除去し、必要に応じて、泥上げ等の作業を行う。

Ⅱ-2 運営管理

1. 管理体制

1.1 職員の待機

毎事業年度開始前に作成する実施計画書で定める業務時間中は、緊急時等の連絡調整のための人員を確保し、常時連絡がとれる体制にしておくこと。

2. 安全巡視

2.1 パトロール

(1) 適用範囲：公園全域

(2) 方法：安全で快適な公園利用ができるように、日常及び定期的に巡視を行い、異常箇所が発見された場合は、速やかに補修や改修を行うとともに、補修等が完了するまでの間においても、確実な事故防止対策を講じること。

適切に公園が利用されているか、又は他の利用者の利用を妨げる行為、著しく迷惑となる行為が行われていないかなどに注意してパトロールを行うこと。

イベント等開催時や駐車場の混雑時には、必要に応じて警備を行うなど、安全確保に十分配慮すること。

2.2 救護

園内において人身事故、事件が発生した時は、指定管理者は現地に急行し事故者の保護に努め、事故・事件関係者の把握に努める。救護の必要があれば、応急手当、消防・警察への通報、病院への搬送等、適切な措置をとるとともに、県に報告すること。また、病院、消防署、警察署、県との緊急時連絡体制を整えなければならない。また、AEDを1ヶ所設置し、救急対応に努めること。

3. 利用の指導

3.1 施設利用方法の指導

園内施設等の利用方法の指導を行う。特に安全利用を重視し、危険行為や迷惑行為の防止を図る。

3.2 特に配慮が必要な遊具

原則として、全遊具を来園者が利用できるよう配慮するとともに、「急流すべり台（更新まで）」「森の空中散歩（更新まで）」「スライダー（更新後）」「ネット遊具（更新後）」「斜面遊具（更新後）」については、利用者への安全利用周知や危険防止措置等の特段の配慮を行う。

4. 利用の許可

4.1 行為の制限

兵庫県立都市公園条例施行規則第8条に基づき、都市公園法第7条第1項第6号及び兵庫県立都市公園条例第4条第1項第4号、第5号の規定に基づく権限は、指定管理者が行うものとする。

5. 利用促進事業及び住民参画の取り組み

1. 淡路島公園の大部分を占める自然環境を活かした公園管理・運営を実施する。

淡路島公園には、広い面積の樹林、水辺、草地、それぞれに生息する動物など良好な自然環境が残されており、近隣の大規模公園に見られない特色がある。

こうした自然環境を維持向上させることを念頭に置きつつ、安全で十分な広がりがある屋外環境を都市公園として利活用しやすい形で県民に提供するための管理・運営を行う。

2. 来園者の利活用を促進し、参画型の公園管理・運営を実施する。

都市公園としての利活用を促進するために、以下3つの視点から施設や自然環境の管理と、プログラム活動などソフト面の運営を行い、参画型の公園を目指す。

◆個人や少人数で気軽に利用できるレクリエーションの場の提供

◆県民の活動拠点の提供

◆環境学習の推進

◆観光交流型公園を推進する公園管理・運営を実施する

以上によって、地域福祉の向上、観光の振興など地域に働きかける公園としての役割を果たすものとする。

5.1 管理運営協議会

(1) 設置目的

県は平成17年度に、地域の人々及び阪神間等の広域の人々の親しみのある公園、利用者及び地域住民の参画と協働による公園を目指し、利用者の意向を適切に反映させるとともに、周辺関連施設との連携や県民の積極的な参画を促す新たな管理運営方法を確立していくべく、淡路島公園管理運営協議会を設置した。その後平成24年度にあわじ石の寝屋緑地懇話会と統合し、淡路島公園・あわじ石の寝屋緑地管理運営協議会に改編した。指定管理者は、管理運営協議会事務局として以下の事項を実践し、積極的に協議会の活動を推進すること。

①公園の利活用に資する活動団体等に関連する情報や取組内容を共有し、それぞれの活動に協力、連携すること。

②関係者間の円滑な調整に努めること。

(2) 組織

① 体制について

淡路島公園・あわじ石の寝屋緑地管理運営協議会のもとに、公園の管理・運営方針の変更、淡路アニメパーク構想に基づく新たな計画等について専門的な助言等を行う「有識者会議（デザイン会議）」を設置すること。

現在設置している「観光交流部会」「環境保全部会」については、役割や活動内容について整理を行い、より実効性のある運営体制に見直して設置すること。

また、公園利用者から広く意見を聞く場（開かれた自由対話の場）を設置すること。

② 構成員について

構成員の選定にあたっては、事前に県と協議・調整を行うこと。

ア 管理運営協議会

学識経験者、関係団体等（淡路島観光協会）、活動団体（淡路島公園楽しもう会等）、民間事業者（（株）ニジゲンノモリ）、行政機関（兵庫県、淡路市、淡路市教育委員会）、指定管理者等、多岐にわたる参画とすること。

イ 有識者会議（デザイン）会議

- ・学識経験者（自然環境保全（生態性等）、景観、活性化（ビジネス、観光等））、地域団体（観光協会）、行政機関（兵庫県、淡路市）とし、令和9年度は少なくとも前年度の構成員を引き継ぐこと。
- ・必要に応じ、（株）ニジゲンノモリ、公園利用者、関係団体の参加を求めることができる。

(3) 役割

① 管理運営協議会

- ・淡路島公園、あわじ石の寝屋緑地の管理運営に関すること
- ・公園の利用促進、活性化についての具体的方策に関すること
- ・その他設置目的を達成するために必要な事項
- ・公園利活用に資するボランティア等の市民活動の支援に関すること

② 有識者会議（デザイン会議）

以下について協議を行い、管理運営協議会への助言を行う。

- ・自然環境保全・活性化に関する基本的な考え方の変更（ゾーニング図の変更等）
- ・淡路アニメパーク構想に基づく新たな公園利用の促進及び施設整備（淡路アニメパーク構想の中長期計画、新施設整備等）

(4) 指定管理者の役割及び開催に係る留意事項

- ・指定管理者は協議会の事務局として、日程調整、企画・運営、連絡調整等のコーディネートを行うこと。
- ・協議会は年2回程度開催すること。
- ・有識者会議（デザイン会議）は、管理運営協議会の開催前に開催すること（年2回程度の開催を想定）。
- ・会議の運営に係る費用は、指定管理者（事務局）が負担すること。

- ・各部会の役割や活動内容について改めて整理するとともに、必要に応じて体制の見直しを行うなど、より実効性のある運営となるよう留意すること。
- ・あり方検討会で示された「開かれた自由対話の場（オープン会議）」については、管理運営協議会において協議の上、体制を整備すること。また、構成人については、公園利用者が広く参加できることを基本とする。

5.2 利用者及び住民の参画

県民が公園に求めるものを的確に把握し、それらに対応して公園の魅力を高めることに努め、県民の参画と協働の機会を増やし、多くの県民に公園と関わってもらうことによって親しみある公園と認識されるように努めること。

- (1) 指定管理者は、園内の資源等を活かした利用プログラムを積極的に企画・開催し、利用の促進を図ること。
- (2) また、協議会等や地域活動団体からの企画・提案によるイベントに対しても柔軟かつ積極的に対応し協力すること。
- (3) ボランティア団体・企業・個人と連携・協力し、公園利用を促すイベント等の企画及び実施を行う。また、公園の活性化に資する公園活動者等の受け入れを促進し、それらの活動を支援すること。
- (4) 淡路島公園の自然環境を活かした公園の魅力づくりと利活用を促進するために、平成 18 年度よりインタープリター事業を実施している。指定管理者は、これらの取組を積極的に推進すること。

【インタープリターについて】

淡路島公園では、平成 18 年度に管理運営協議会より淡路島公園インタープリター育成の提案を受け、平成 18 年度から 25 年度まで、淡路島公園の魅力を伝えるプログラム等を企画・実施することができる人材の育成を目的として、インタープリター養成講座を開催した。平成 19 年度からは、公園来園者を対象に、公園の見所案内を伝えるパークガイドや石屋小学校の授業を対象とした自然体験プログラムを試行し、平成 22 年度以降、小学校の自然体験、環境体験事業の受入、サクラガイド等の活動に本格的に取り組んでいる。

- (5) 上記 (1) ～ (4) のイベント等が円滑に行えるよう、指定管理者は管理運営協議会の事務局として関係機関等と協議調整しながら、管理・運営体制を整えていくこと。

5.4 利用促進事業

指定管理者は、公園に対する県民のニーズを的確に把握したうえで、公園の魅力を高め、県民の参画と協働の公園づくりに資する利用促進事業（指定管理業務の一環で行う、参画と協働又は、利用を促すプログラム・イベントであって、収益を目的としない事業）を積極的に実施すること。

指定管理者主催のイベントのほか、地域住民やボランティアによる自主イベントを受け入れ、県民の自己実現の場を提供するなど、地域一体となった利活用の推進に努めること。

5.5 広報活動

本公園の利活用を促進するため、以下により広報活動に努めること。

(1) 内容

- ①公園の存在、内容を知らせること。
- ②公園で行われる催しを知らせること。
- ③休業日・利用時間・利用方法を知らせること。
- ④施設の案内・宣伝を行うこと。

(2) 方法：パンフレット、ホームページ、SNS、新聞、雑誌、イベント等

- ①パンフレット等を積極的に設置、配布し、利活用を促進すること。
- ②ホームページや SNS 等を活用して公園やイベントを PR し、利便性の向上に努めること。
- ③上記内容について具体的な目標値を自ら設定し、その達成に努めること。
(例：SNS アカウントのフォロワー数を〇〇以上に増やす、パンフレットを年〇〇部以上配布する等)

Ⅱ-3 緊急時の対応

1. 災害・事故への対応

公園施設を常に良好な状態に保ち、気象情報等に注意して災害の未然防止、被災の最小化に努め、災害発生時においては、適切かつ迅速な対応を行う。

1.1 災害への対応

(1) 防災対策マニュアルの策定

台風、豪雨、地震、火災などの緊急時に適切かつ円滑な対応を行うため、防災対策マニュアルを県の承認を得て策定し、緊急時には基本的にこのマニュアルに基づき行動すること。

(内容) 防災体制、連絡体制、職員行動計画、災害時の措置、二次災害の防止など

(2) 災害時の措置

- ① 県から発令される指令・指示に従うものとする。
- ② 緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握し速やかに点検結果をとりまとめ、県に報告すること。災害予算等の資料作成等に協力すること。
- ③ 人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努めること。
- ④ 二次災害の防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、管理運営上支障が生じる可能性がある場合には、あらかじめ県の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りではな

い。

⑤ 前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければならない。

(3) 災害復旧

① 危険回避のために必要な場合は最低限の範囲で速やかに応急対応を行うこと。

② 災害復旧のための実施協力を行うこと。

(4) その他

ニジゲンノモリ営業施設等での災害対応は、原則として(株)ニジゲンノモリが行う。

なお、緊急時は相互の連絡・協力のもと、臨機応変に対応し、必要に応じて応急対策に協力する。

1.2 事故への対応

(1) 事故対策マニュアルの策定

事故、急病・けが、危険生物(マムシ、スズメバチ類の針傷等)への対応、事件等が起こった場合に、適切かつ速やかな対応を行うため、あらかじめ事故対策マニュアルを県の承認を得て策定すること。

① 内 容: 人命の安全確保を優先、連絡体制、職員行動計画、事故時の措置など

② 報 告: 重大な事故(公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者または死者の発生する事故)については、必ず県に報告、その他の事故については適宜報告する。

(2) 事故時の措置

① 事件が発生したときは、直ちにその状況を把握し、人命の安全を優先した最善の措置をとらなければならない。

② 事故防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、管理運営上支障が生じる可能性がある場合には、あらかじめ県の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

③ 重大な事故(公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故)については、必ず県に報告、その他の事故については適宜報告する。

④ 前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければならない。

1.3 訓練・予防

(1) 緊急時に際して適切、円滑に行動することができるよう、防災訓練、消火訓練、人命救助訓練等を行う。

(2) 夜間パトロールの実施や、たき火等の危険行為に対しての注意の喚起等、災害・事故の予防対策を講じる。

2. 警備

防犯、火災監視、設備監視のため、管理事務所等の該当施設の夜間及び休業日の警備体制などを実施計画書に記載し、県へ報告すること。

3. 損害保険への加入

3.1 第三者損害保険への加入

事故の原因が公園施設そのものの欠陥の場合は県の責任となるが、管理の瑕疵による場合は、別途締結する管理協定書の定めにより指定管理者の責任になるので、下記と同等以上の損害賠償保険に加入すること。

また、公園内のイベント開催やボランティア活動の主催者に対しては、事故を防止する対策を求めるとともに、施設の機能や性能を考慮し、都市公園の管理上、指定管理者が必要と判断する場合には、損害保険の加入を義務づけるなどの対応を行うこと。

(内容) 公園等総合責任賠償責任保険

対人賠償 1人につき1億円 1事故につき3億円

対物賠償 1事故当たり 500万円

3.2 建物共済への加入

指定管理者は、公園施設等について、兵庫県の定める額をもって兵庫県を受取人とする建物共済に加入すること。

Ⅲ その他

1. 県への報告

1.1 報 告

- (1) 指定管理業務開始に先立ち、園内及び公園施設の確認を行い、公園台帳との異同など現状を県に報告する。
- (2) 入園者数及び施設等の利用状況を県に報告する。
- (3) 各報告事項は、所定の様式に基づき作成し、県に提出する。
 - ① 日 報：利用状況、維持管理作業等の状況について、日報を記録し、県の求めに応じ報告できるように整理を行う。
 - ② 月 報：入園者数、施設等の利用状況及び維持管理作業状況を所定の様式に基づき報告、提出する。
 - ③ 年 報：上記を月別にまとめたものを報告、提出する。
 - ④ 日入園者数の把握：施設の利用者数や基準（又は目安）に、駐車台数や必要に応じ目視による調査を行うとともに、既存過去データも参考にして、入園者数を把握する。（9 時～17 時）
 - ⑤ 利用者満足度調査
公園に対する県民ニーズを的確に把握し、県民サービスの向上に生かすため、利用者満足度調査を実施すること。また、その結果を自己評価に反映すること。
【年間目標調査数】
 - ・公園利用アンケート：合計 200 人以上（通年）
 - ・イベントアンケート：合計 200 人以上（利用促進事業）
（原則 2 回以上：春、秋のイベントで各 1 回以上）
 - ⑥ 自己評価
毎年度、管理運営に関する自己評価を実施、県へ報告すること。
 - ⑦ 苦情、要望等の特別な事項については県へ報告すること。
 - ⑧ 利用促進事業の内容及び収支について報告すること。
 - ⑨ 収益事業の収益を指定管理業務に充当している場合は、内容及び収支を県に報告すること。
- (4) 指定管理者が実施する施設修繕等により、公園台帳に変更が生じる場合は「施設台帳等の作成の手引き（兵庫県土木部）」により台帳の修正を行い、「施設台帳等作成チェックリスト」とあわせて業務完了時に成果品として県に提出する。

2. 県への損害賠償

2.1 損害賠償

指定管理者が業務遂行に当たり、県に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

3. 指定管理業務以外の業務

3.1 収益事業

指定管理者は、指定管理業務以外で、収益事業（利用促進事業に該当しない都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められた範囲で、指定管理者が県の認可を得て公園内において自らの責任で行う事業）を行うことができる。

Ⅳ (株)ニジゲンノモリの管理区域等の取扱いについて

指定管理者は、県、(株)ニジゲンノモリと現指定管理者の三者の間で締結している「兵庫県立淡路島公園の維持・運営管理に関する協定書」及び申し合わせ事項を引き継ぐこと。

1. (株)ニジゲンノモリとの連携

1.1 アニメパーク「ニジゲンノモリ」の概要

施設の概要、営業時間等については、資料編に示す。

1.2 管理運営に係る連携体制等

県、指定管理者及び(株)ニジゲンノモリの三者による協定書（概要については資料編参照）に基づき、災害、事故、事件等緊急時の連携体制（夜間を含む）を確立し、定期的な協議の場を設けるなど、互いに協力して円滑な管理運営を行うこと。

1.3 管理運営に係る指定管理者・(株)ニジゲンノモリの役割分担

公園の公園管理事業に関する指定管理者と(株)ニジゲンノモリの役割分担について、別表に示す。

1.4 ニジゲンノモリ工事に関する連携体制等

県（洲本土木事務所、公園緑地課）、現指定管理者及び(株)ニジゲンノモリにおいて締結した申し合わせ事項（概要については資料編参照）に基づき、(株)ニジゲンノモリが実施する工事によって指定管理区域内の施設及び業務に悪影響が及ばないよう、できる限り県の業務執行に協力する。

1.5 三者協議等

指定管理者と(株)ニジゲンノモリとの間で、解決困難な事案が生じた場合は、県は必要に応じて三者協議の場を設けるなど、解決に向けた調整を行う。

別表 指定管理者と（株）ニジゲンノモリの業務項目別役割分担表

項目\区域	①指定管理 区域※ ¹	ニジゲンノモリ関連区域			
		②指定管理者 による管理の 対象外区域※ ¹	③(株)ニジゲンノ モリによる 一部管理区域※ ¹	④行為許可 区域※ ¹	
植物管理					
樹木管理					
高木剪定	指定管理者	ニジゲン	ニジゲン※ ²	指定管理者	
低木剪定	指定管理者	ニジゲン	ニジゲン※ ²	指定管理者	
施肥	指定管理者	ニジゲン	ニジゲン	指定管理者	
病虫害防除	指定管理者	ニジゲン	ニジゲン	指定管理者	
枯損木処理	指定管理者	ニジゲン	ニジゲン※ ²	指定管理者	
芝生管理	指定管理者	ニジゲン	ニジゲン※ ²	指定管理者	
草花管理	指定管理者	ニジゲン	ニジゲン※ ²	指定管理者	
草地管理	指定管理者	ニジゲン	ニジゲン※ ²	指定管理者	
施設管理					
日常点検	指定管理者	ニジゲン※ ³	ニジゲン※ ³ 、 ⁴	指定管理者	
定期点検	指定管理者	ニジゲン※ ³	指定管理者	指定管理者	
法定点検	指定管理者	ニジゲン※ ³	指定管理者	指定管理者	
施設修繕	指定管理者	ニジゲン※ ³	指定管理者※ ⁵ 、 ⁶	指定管理者※ ⁵	
清掃					
建築物等清掃					
管理事務所	指定管理者	—	—	—	
便所	指定管理者	ニジゲン	—	—	
工作物清掃	指定管理者	ニジゲン	ニジゲン	指定管理者※ ⁷	
園内清掃					
園内清掃	指定管理者	ニジゲン	ニジゲン	指定管理者※ ⁷	
水景施設清掃	指定管理者	—	—	—	
雨水排水施設 清掃	指定管理者	ニジゲン	ニジゲン	指定管理者	
運営管理					
安全巡視					
パトロール	指定管理者	ニジゲン	ニジゲン※ ⁸	指定管理者	
救護	指定管理者	ニジゲン	ニジゲン※ ⁸	指定管理者	
利用の指導	指定管理者	ニジゲン	ニジゲン※ ⁸	指定管理者	

緊急時の対応					
災害対応	指定管理者	ニジゲン※ ⁸	ニジゲン※ ⁸	指定管理者	
事故対応	指定管理者	ニジゲン※ ⁸	ニジゲン※ ⁸	指定管理者	
警備	指定管理者	ニジゲン※ ⁸	ニジゲン※ ⁸	指定管理者	

※1：各区域の考え方については、下記のとおりとする。

①指定管理区域：指定管理者が管理・運営業務を行う区域。

②指定管理者による管理の対象外区域：指定管理者による管理・運営業務の対象外となる区域。

③(株)ニジゲンノモリによる一部管理区域：(株)ニジゲンノモリがアトラクションの利用促進のために一部管理を認められた区域。

④行為許可区域：(株)ニジゲンノモリが県から行為許可を得た区域。

※2：剪定枝、刈草等の処分については、指定管理者が指定管理区域分とまとめて実施する。

※3：公園施設の埋設物については、指定管理者が管理すること。

※4：指定管理者は指定管理者による管理の対象外区域及びニジゲンノモリによる一部管理区域についても、県担当者とともに月1回程度巡回し、公園施設の包括的な状況把握に努めること。

※5：(株)ニジゲンノモリによるアトラクションの実施により生じた施設修繕については、(株)ニジゲンノモリが実施する。

※6：(株)ニジゲンノモリによる日常点検で異状を発見した場合、(株)ニジゲンノモリは県及び指定管理者へ速やかに報告するとともに、必要に応じ立入禁止措置や被害拡大防止等の応急対応を行うものとする。

※7：(株)ニジゲンノモリが来園者サービスの提供のために必要とする清掃については、(株)ニジゲンノモリが実施する。

※8：公園全体の円滑な管理運営を推進するため、指定管理者は積極的な一次対応を行うこと。